

高知県生コン技術センター運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、技術センター運営規約（以下「規約」という）第10条に基づき運営細目について定める。

(職 員)

第2条 職員は、規約第3条に定める組織に必要な技術職員及び事務職員を配置する。

- 2 職員は、専従とし、組合員からの出向は原則として認めない。
- 3 職員は、理事長が任命する。

(業 務)

第3条 規約第2条に定める業務の細則は、次のとおりとする。

- (1) 高知県の認定機関としての業務
業務の執行に当たっては、県当局関係部局及び品質管理監査会議、技術委員会等の指導助言を尊重するものとする。
- (2) 研究開発に関する業務
テーマ及び研究内容は、技術委員会と協議して選定、理事会の承認を得るものとする。本項については、工業組合内機関又は外部機関と共同研究及び研究を依頼することができる。
但し、軽微なものについては、所長の判断によることができる。
- (3) 組合員の製造する生コンクリート品質確保向上に関する業務
 - ① JISA 5308 レヂィーミクストコンクリート規格に係る原材料の品質検査、製品の検査並びに製造設備及び検査機器の検定
 - ② 各種の依頼検査
 - ③ 技術指導、教育並びにクレーム処理の技術的協力
- (4) 組合員及び外部からの依頼試験検査に関する業務
 - ① コンクリートの品質に関する証明行為
 - ② コンクリート材料その他の品質に関する証明行為
- (5) 工業組合及び協同組合の行う品質管理監査に関する業務
品質管理監査に係る検査又は受託して行う品質管理監査の実施
- (6) その他の事項
組合員及び需要家（含む発注官庁）の依頼による技術相談、技術指導

(受託試験契約書)

第4条 受託試験は、別途定められた契約書を取り交わす。

(試験料、利用料)

第5条 規約第5条の試験料金及び利用料金は、試験項目毎に別表(1)のとおり定める。
試験料金、利用料金の徴収は、試験・利用依頼書への代金前納による料金チケットの貼付による事を原則とする。
料金チケットの取扱要領・販売委託要領については、別途定める。

(施設の利用及び制限)

第6条 組合員が技術センターの施設並びに試験設備を利用しようとする場合は、所定の手続きにより所長の許可を得なければならない。

- 2 組合員であっても、技術センターの設立趣旨に反した目的で利用してはならない。
- 3 試験設備の貸出しは原則として行わない。
- 4 非組合員の利用は原則として認めない。

(業務計画)

第7条 業務の実施に当たっては、あらかじめ年間計画をたて、理事会の承認を得るものとする。

(業務報告)

第8条 事業年度の実施業務については毎年5月末日までに業務報告書を作成し、理事会に報告するものとする。

(試験報告書の発行)

第9条 受託した試験の結果については秘密扱いとして、速やかに試験報告書を依頼者に発行しなければならない。

- 2 試験報告書は技術責任者である技術センター試験所長名及び承認署名者の署名を付して発行しなければならない。

(試験規格)

第10条 作業基準は、公の試験規格及び別に定めるISO/IEC17025試験手順書によるものとする。

(試験公正及び秘密保持)

第11条 技術センターの職員は、受託した試験に関し、常に厳正中立を守り、またその職

務上知り得た秘密又は試験、検査結果をみだりに他に漏らしてはならない。

(職員の解任等)

第12条 理事長は、技術センターの職員が、規約又は規程に違反し、若しくは組合の対面を著しく汚す行為があったと認められる場合は、その者を解任することができる。

(定めのない事項)

第13条 本規程に定めていない重要な事項については、理事会で決定するものとする。

(附 則)

1. 本規程の改廃は理事会が行う。
2. 本規程は、平成 17 年 3 月 9 日から適用し、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
3. 本規程は、平成 20 年 12 月 16 日より施行する。